

# 一宮市新保健所整備基本計画 (案)

令和4年3月

一宮市





# 一宮市新保健所整備基本計画

## 目次

### 第1章 新保健所整備の方針

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 基本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 新保健所整備の基本理念と整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第2章 新保健所整備の条件整理

- 1 新保健所の主な業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 主な必要諸室及び必要設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 感染症対策に配慮した配置・建物・設備の考え方・・・・・・・・・・ 7

### 第3章 新保健所の規模及び施設計画

- 1 新保健所の整備予定地及び周辺状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 新保健所の規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 敷地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 建築計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

### 第4章 新保健所の事業計画

- 1 設計業務・工事監理業務・施工の発注方法・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 概算事業費（設計費・建設費等・備品購入費）及び財源・・・・・・・・ 19
- 3 事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

### 資料編

- 1 基本計画策定過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 実務者委員会及び検討委員会の設置要綱・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

# 第1章 新保健所整備の方針

## 1. 計画策定の背景と趣旨

本市は令和3年度に中核市へ移行し、それに伴い令和3年4月に一宮市保健所を開設しました。市保健所は、当面の間、旧愛知県一宮保健所としていた施設を借用し事業運営していくこととしていますが、将来的に自前の保健所を整備することが施設借用の前提となっています。

一方で、今後、市保健所が地域の保健衛生対策を推進する拠点として、市民のニーズに即したきめ細やかで効果的な事業に取り組むとともに、新興感染症等の健康危機に的確に対応し、市民の安全・安心な暮らしを守っていくためにも、より機能的で充実した施設設備が必要です。

たとえば、現在、愛知県と連携して行っている各種試験検査業務も、十分な感染対策を講じた保健所庁舎を新たに整備し、充実した試験検査機器を導入することで、より安全かつ迅速に幅広い検査を、中核市として本市独自で行うことができるようになります。

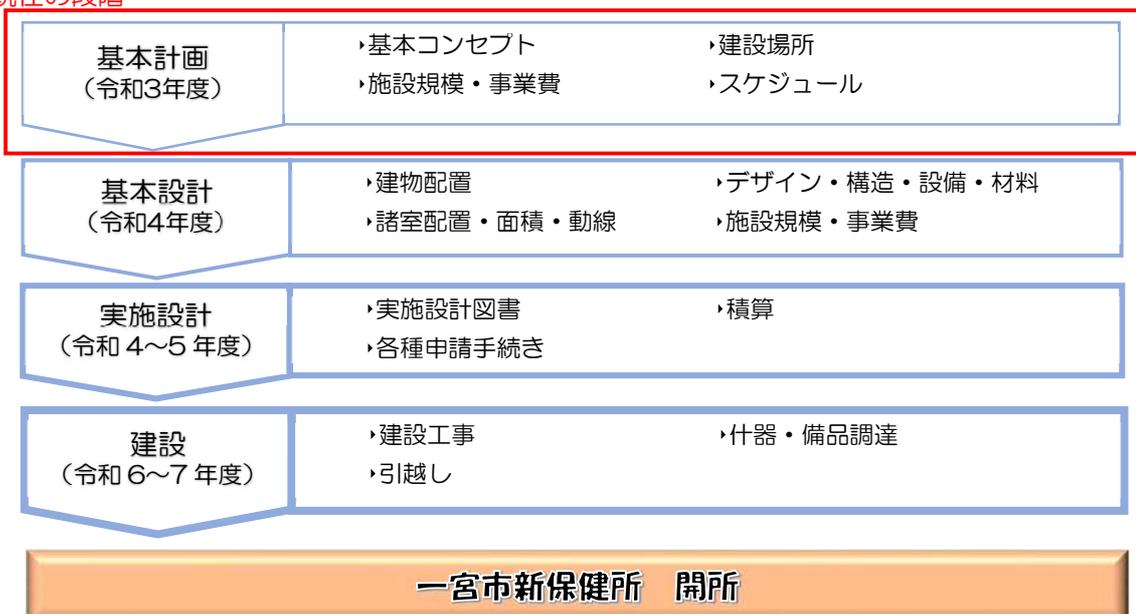
新保健所では、「第7次一宮市総合計画」において掲げるプラン「健やかに生きる」、「快適に暮らす」を達成するため、地域住民に密着した事業と新保健所で新たに行う専門的事业を一体的に展開することにより、地域保健医療及び生活環境衛生事業に万全を期し、市民の健康保持・増進と環境衛生の一層の向上に取り組んでまいります。

## 2. 基本計画の位置付け

基本計画では、新保健所建設における整備方針や基本条件、規模等について検討します。

令和4年度以降に進める基本設計及び実施設計に向けての課題整理や配置計画を整えるための指針となります。

### 現在の段階



### 3. 新保健所整備の基本理念と整備方針

新保健所は、現在の保健所で行っている業務に加え、より専門的な事業を合わせて実施することのできる、総合的な保健衛生サービスを提供する拠点として、以下の基本理念及び整備方針に基づき整備を進めます。

#### 【新保健所整備の基本理念】

市民の健康や衛生を支え、健康危機管理の専門的技術的拠点となる保健所の創設

#### 【新保健所の整備方針】

##### 高い水準で保健衛生サービスを提供する保健所

市民の健康保持、増進や快適で安心できる生活環境の確保のため、高い水準で検査及び監視等を行う体制を整備し、地域の保健医療や衛生課題に対応する専門的かつ技術的な拠点とします。

##### 健康危機、大規模災害に的確に対応する保健所

充実した試験検査機器を導入し、既知の感染症、新興感染症や食の安全等の健康危機に対する予防・対処体制を強化します。  
また、大規模災害発生時等においても必要な業務を継続し、地域の保健・医療・衛生対策の拠点として機能できるよう整備します。

##### 分かりやすく、安全で使いやすい保健所

年齢や性別、障害の有無にかかわらず誰もが快適に利用できる、親切で分かりやすい保健所とします。  
また、感染症に関する清污のエリア分けをしっかりと行う等、感染対策も施し、誰もが安心して利用できるよう整備します。

## 第2章 新保健所整備の条件整理

### 1. 新保健所の主な業務

新保健所では、食中毒、感染症、食品理化学、水質等の検査について、市独自で実施する検査項目を拡充するとともに、一般の方や食品関係業務従事者等からの依頼検査も新たに実施します。

中・西・北保健センターについては、身近な保健サービスの窓口として重要な拠点であるため存続しますが、現在、中保健センターで実施している保健総務課事業グループの業務及び保健衛生課動物愛護グループの業務については新保健所に集約します。

- 新保健所で新たに実施する業務
- ◎新保健所に集約する業務
- 現保健所で既に実施している業務

担当窓口		主な業務内容	
保健総務課	総務企画G	○	小児慢性特定疾病医療費の支給
		○	不育症検査費の補助
		○	肝炎治療費等の助成申請
		○	未熟児養育医療費の給付
		○	受動喫煙防止に関する申請、啓発
		○	人口動態調査、国民生活基礎調査等の保健衛生統計
	事業G	◎	がん検診に関すること
	医務G	○	病院・診療所・助産所の開設許可、立入検査
		○	歯科技工所・施術所（柔道整復又はあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう）の開設の届出、立入検査
		○	医療安全相談
○		医師・歯科医師・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・保健師・助産師・看護師・准看護師の免許申請	
保健予防課	感染症G	○	感染症の発生の届出、まん延防止対策
		○	感染症患者に対する就業制限及び入院勧告
		○	結核等の感染症患者に対する医療費負担
		○	エイズ等の性感染症の検査、相談
		○	予防接種に関すること

担当窓口		主な業務内容	
保健予防課	生活衛生G	○ 旅館・興行場・公衆浴場の営業許可、監視指導	
		○ 理容所・美容所・クリーニング所の開設、監視指導	
		○ 住宅宿泊事業者（民泊）の届出、指導	
		○ 特定建築物の届出、監視指導	
		○ 温泉利用の許可、監視指導	
		○ 薬局の開設許可、監視指導	
		○ 医療機器販売業（貸与業）等の許可、届出、監視指導	
		○ 医薬品店舗販売業の許可、監視指導	
		○ 登録販売者試験の受験願書の受付、販売従事登録の申請	
		○ 毒物劇物販売業等の登録、届出、監視指導	
		○ 毒物劇物業務上取扱者の届出、監視指導	
		○ 麻薬取扱者（麻薬施用者・麻薬管理者・麻薬研究者・麻薬小売業者）の免許申請、届出	
		○ 薬剤師・臨床検査技師・クリーニング師の免許申請	
		保健衛生課	食品衛生G
○ 食中毒の調査、予防啓発			
○ 化製場・動物処理場等の設置許可、監視指導			
○ 食鳥処理事業の許可、監視指導			
○ 調理師・製菓衛生師・ふぐ処理師の免許申請			
衛生検査G	○ 食中毒・感染症の検査、食品検査、水質検査（依頼検査は、県清須保健所試験検査課が実施）		
	● 感染症検査（新型コロナウイルス等）		
	● 食品理化学検査（農薬）		
	● 食品理化学検査（毒素）		
	● 食品理化学検査（動物用医薬品）		
	● 食品理化学検査（アレルギー物質）		
	● 水質検査（トリハロメタン）		
	● 水質検査（金属）		
	● 水質検査（シアン）		
	● 水質検査（有機溶剤）		
	● 水質検査（農薬）		
	● 各検査について、依頼（有料）検査も新たに受け付ける		
	動物愛護G		◎ 放浪犬の捕獲、負傷動物の保護、犬猫の引き取りの相談※
			◎ 迷子動物、咬傷事故の届出
◎ 動物の適正飼養の啓発、指導、ペットに関する相談			
◎ 特定動物の飼養許可、指導			
◎ 犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付			
◎ 猫の避妊・去勢手術費の助成			
健康支援課	統括G	○ 不妊・不育症相談	
		○ 特定給食施設の届出、栄養管理に関する指導助言	
		○ 栄養士・管理栄養士の免許申請	

※犬、猫等の収容は引続き県動物愛護センター尾張支所(浅井町)で行います。

## 2. 主な必要諸室及び必要設備

新保健所に整備する主な諸室及び設備の特徴は以下のとおりです。

### 受付窓口・待合室

来庁者の多い窓口を低層階に配置するとともに、ゆとりある待合スペースを確保します。窓口は、書類の受渡ししやすいオープンカウンター形式とし、車いすを使用される方も安心して使うことができるローカウンターを設ける等、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを徹底します。分かりやすい案内や動線の確保により、迷わずに目的の窓口を訪れることができるようにします。

### 相談室

図面等を広げる相談にも対応できるよう十分な広さを確保するとともに、来庁者が安心して相談ができるよう、プライバシーにも配慮します。また、感染症拡大防止のための仕切りの設置等、衛生面でも安心できる仕組みを考慮します。

### 検査室

細菌検査室及びウイルス検査室は、安全キャビネットや室内を陰圧管理する等、バイオセーフティレベルに応じた設備を整えます。また、各検査室では手指消毒等の殺菌作業や入退時の除菌作業等、徹底した感染予防対策を取り、安全に配慮します。理化学検査では、毒物、劇物及び揮発性物質を取り扱うため、検査室内にドラフトを整備し、検査室の環境を整えます。排気、排水についても適切に処理を行い、周辺環境に配慮します。

### HIV検査等感染症対策関連諸室（検査待合室 カウンセリング室 採血室等）

プライバシーに特に配慮した動線計画とするとともに、迅速な検査実施ができる部屋の配置とします。

### 会議室

大規模な会議や研修等が開催可能な大会議室及び打ち合わせ等に利用可能な小会議室を配置します。感染防止の側面も考え、換気が良く配席にゆとりが持てる造りを意識するとともに災害や新興感染症発生時等には臨時の執務室として利用することも想定します。

#### 駐車場

利便性を考え、庁舎と同じ敷地内に十分な駐車台数を確保します。また、多くの方が来庁される場合にも対応できるよう、道路を挟んだ隣地にも駐車場を設けます。

駐車場内は安全に周回できるよう、見通しがよく分かりやすい案内を設置し、ゆとりを持った設計とするとともに、新興感染症発生時等、必要時には、ドライブスルー対応でPCR検査等が実施可能な動線を確保します。

#### 防災対策設備等

災害等でライフラインが途絶えた場合でも、保健所として必要な機能の維持が可能となる設備（自家発電機、災害時用Wi-Fi機器、防災用備蓄倉庫等）の設置を検討します。

また、浸水害を考慮した床高の設定や、重要度の高い設備機器や通信設備については、下層階への設置を避ける等の浸水対策を行います。

### 3. 感染症対策に配慮した配置・建物・設備の考え方

#### ■ 配置の考え方

- ・新保健所庁舎は近隣への配慮から、敷地東側に寄せて計画します。
- ・PCR検査等の検体採取に訪れた方が、車に乗ったままスムーズに検査キット受取及び検体提出ができる外構計画とします。

#### ■ 建物の考え方

- ・PCR検査等の検査キット受取及び検体提出窓口は、庁舎の主玄関から離れた位置に設け、受取った検体は雨に濡れず、検査室まで搬送できる計画とします。
- ・庁舎の両端に階段室・エレベーターを設けたり、通路幅を広く設定したりする等、感染性物質を取扱う職員の動線と来庁者の動線を明確に分ける対策を検討します。
- ・感染性物質を扱うエリアは必要に応じ陰圧制御ができるようにし、エリア内の空気が一般経路に混入しない計画とします。
- ・高いバイオセーフティレベルを設定する部屋には不用意に人が出入りできないようにし、必ず前室を経由し入退室する計画とします。

#### ■ 設備の考え方

- ・感染拡大の可能性のある検体を扱う部屋は、陰圧制御、入退室前後の除染、手指洗浄、消毒が徹底できる計画とします。
- ・感染性廃棄物は適切に管理できるよう一時保管場所を明確にし、廃棄時は来庁者の動線と極力交錯しないように搬出できる計画とします。また、感染性廃棄物保管庫や防疫用備品倉庫は安全管理のため共用の倉庫とせず、周囲へ影響が出ないようにします。
- ・執務室は通常の機械換気設備の他、必要に応じて窓が開けられるように計画します。
- ・トイレの入口は扉を設けない非接触型とします。



新保健所庁舎整備予定地は、旧一宮競輪選手管理センターが建っていた場所で、敷地南北が道路に接し、東西は隣地に接しています。

敷地北、西側は民家が立ち並んでおり、道路を挟んだ南側には令和4年2月に大型商業施設がオープンしました。

敷地南側道路の渋滞を極力緩和するために、大型商業施設敷地への出入口の位置と新保健所庁舎敷地への出入口の位置をなるべく離す等、設計に配慮が必要となります。

また、保健所の東方面から県道を利用し来庁する方に対しては、保健所出入口への右折入庫は渋滞原因となる可能性があるため、右折入庫を制限する等運用面での配慮が必要になります。



図 1. 大型商業施設の駐車場出入口と新保健所の関係

## 2. 新保健所の規模

### 2-1. 現状の保健所（旧愛知県一宮保健所庁舎）

現庁舎の事務室についてレイアウト調査を行ったところ、職員1人当たりの面積が約3.3㎡であることが分かりました。通路幅が十分にとられていない場所も見られ、職員からも、「スペースが狭く業務に支障をきたしている。」との意見が出ています。

職場における労働者の安全衛生を確保する観点からも良好な職場環境を形成する必要があることから、新保健所においては、適切な事務室の面積を算定します。

### 2-2. 新保健所の事務室面積

#### (1) 「地方債同意等基準運用要綱等」による事務室面積算定

「地方債同意等基準運用要綱等」（総務省：平成22年度版）に基づく算定方法によると、職員数（新保健所建設後の想定職員数）を役職換算して換算後の職員数一人当たり4.5㎡として算定し、954㎡となります。

#### ■ 役職換算職員数（総務省基準）

区分	換算率	想定職員数	換算職員数
所長	20	1	20
次長	9	1	9
課長・専任課長	5	11	55
課長補佐・主査	2	30	60
一般職等	1	68	68
計		111	212

$$212 \text{ 人} \times 4.5 \text{ m}^2 / \text{人} = \underline{954 \text{ m}^2}$$

#### (2) 「新営一般庁舎面積算定基準」による事務室面積算定

「新営一般庁舎面積算定基準」（国土交通省）に基づく算定方法によると、職員数（新保健所建設後の想定職員数）を役職換算して換算後の職員数一人当たり3.3㎡として算定し、546.2㎡となります。

#### ■ 役職換算職員数（国土交通省基準）

区分	換算率	想定職員数	換算職員数
所長	10	1	10
次長	6	1	6
課長・専任課長	2.5	11	27.5
課長補佐・主査	1.8	30	54
一般職等	1	68	68
計		111	165.5

$$165.5 \text{ 人} \times 3.3 \text{ m}^2 / \text{人} = \underline{546.2 \text{ m}^2}$$

(2)での面積算定では、一人当たりの面積が現保健所と同じ3.3㎡となっており、役職換算した職員数を用いてはいるものの、事務室面積としては不足すると考えられます。保健所においては、市民の秘匿性の高い個人情報を紙媒体でも取り扱っていること等を考慮し、(1)での面積算定を採用します。

### 2-3. 新保健所全体の規模算定

新保健所においては、各種検査室等、「地方債同意等基準運用要綱等」では算定されていない部屋も必要です。これらの必要諸室と事務室面積から新保健所全体の規模を算定します。

なお、倉庫・書庫、会議室等、玄関・廊下・階段等の交通部分については、「地方債同意等基準運用要綱等」を参考に以下のように算定します。

■ 倉庫・書庫

事務室面積の13%を算定します。

■ 会議室等

新保健所建設後の想定職員数に7㎡を乗じて算定します。

■ 玄関、廊下、階段等の交通部分

事務室、倉庫・書庫、会議室等に各種検査室等を加えた合計面積の40%として算定します。

また、保健所においては、感染症対策として動線の通路等を広く確保する必要があることなどから、さらに10%に相当する面積を加算します。

区分	算定式・内訳等	面積 (㎡)
ア 事務室	4.5㎡×換算職員数	954
イ 倉庫・書庫	事務室面積の13%	124
ウ 会議室等	想定職員数×7㎡	777
エ 感染症対策関連室	採血室、検査室、カウンセリング室、大規模な感染症等発生時の対応室 等	232
オ 試験検査室	細菌検査室、ウイルス検査室、食品理化学検査室 水質検査室 等	750
カ 玄関、廊下、階段等	アからオまでの各室面積の合計の40%	1,135
キ 玄関、廊下、階段等 (増加部分)	アからオまでの各室面積の合計の10%	284
合計		4,256

以上より、新保健所の規模は4,256㎡と算定されます。ここに機械室等の設備室を考慮すると約4,300㎡が新保健所の規模となります。(車庫等屋外施設を除く)

**新保健所の規模：約 4,300 ㎡**

### 3. 敷地利用計画

#### 3-1. 3敷地全体の利用計画

本計画では、敷地A、B、Cの3敷地が計画敷地となっています。3敷地のうち一番広く、県道小折一宮線に接している敷地Aに庁舎建物を計画します。敷地Bには来庁者用駐車場、敷地Cには公用車用駐車場と屋外倉庫及び公用車の車庫等を計画します。

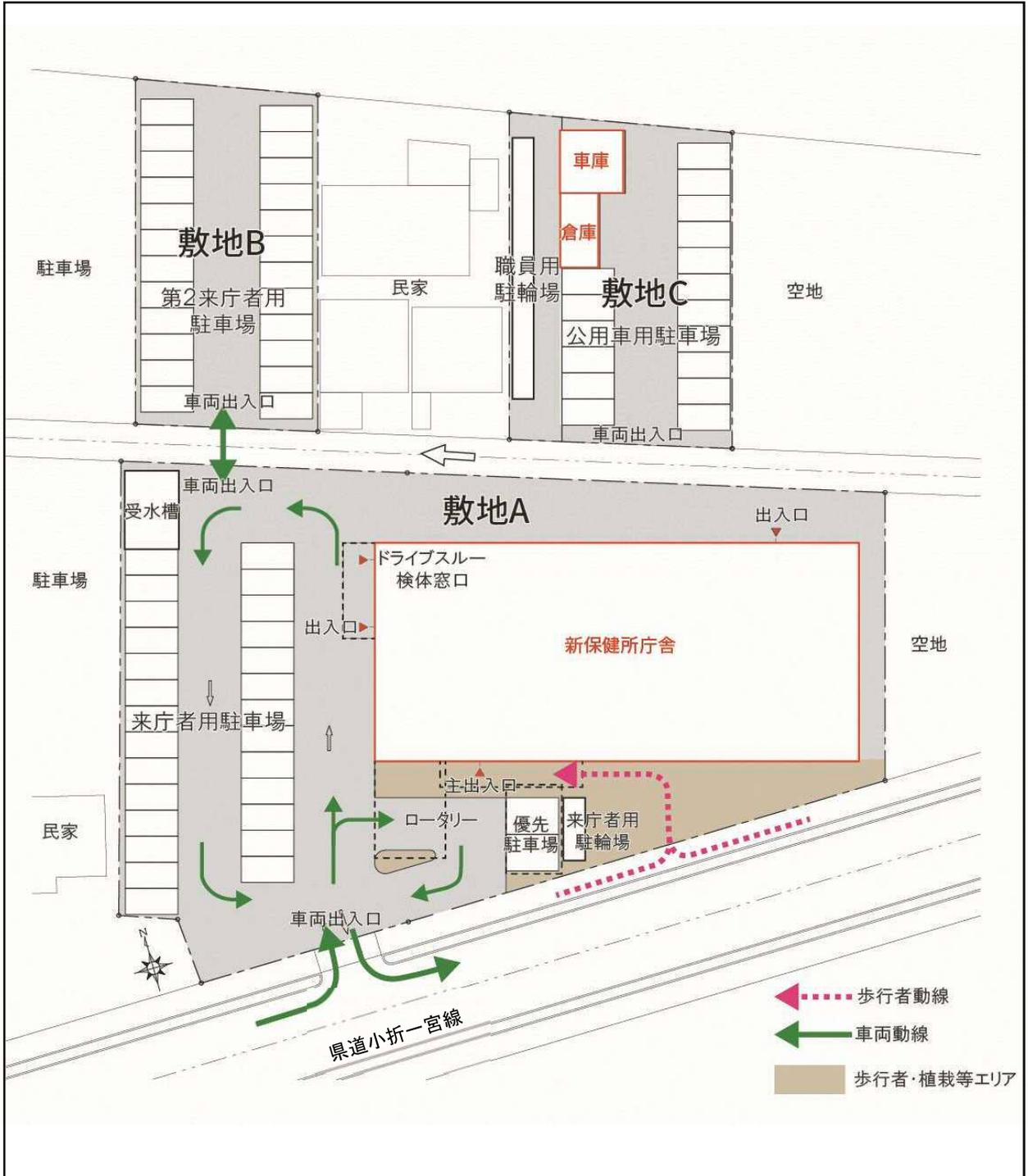


図2. 敷地利用計画のイメージ図

### 3-2. 各敷地の利用計画

#### ■ 敷地Aの利用計画

敷地Aの東隣は空地ですが、西隣は民家が建っており、敷地中央部の北側には道路を挟んで民家が建っています。周辺民家への影響を最小限にすることを考え、庁舎建物はなるべく敷地内の東側に寄せ、敷地内の西側は来庁者用駐車場として建物を建設しない空間を確保する計画とします。

駐車場は来庁者の利便性を考え、本敷地内にできる限り確保します。（本計画では30台程度）また、庁舎入口近くに障害のある方等の優先駐車場を設置します。

駐車場内は車両で場内を周回できる計画とし、庁舎建物の西側に出入口及び庇を設けることで、雨に濡れずに車から荷物等の受渡しができる配置計画とします。

なお、新興感染症等発生時には、車に乗ったまま検体の受渡しを行うドライブスルー検査の窓口として利用することも想定して計画します。

#### ■ 敷地Bの利用計画

敷地Bは、敷地Aの来庁者駐車場エリアから道路を挟んですぐ北側に位置することから、第2来庁者用駐車場として駐車台数を確保する計画とします。（本計画では20台程度）敷地Aの来訪者用駐車場が満車となった際には、再度県道へ出ることなく最短距離で第2駐車場へアクセス可能となります。

#### ■ 敷地Cの利用計画

敷地Cは、新保健所の庁舎建物の北側に面することから、職員の利便性を考慮して公用車用駐車場及び職員用駐輪場として整備します。敷地内には公用車用駐車場を15台程度、車庫、屋外倉庫、職員用駐輪場を計画します。

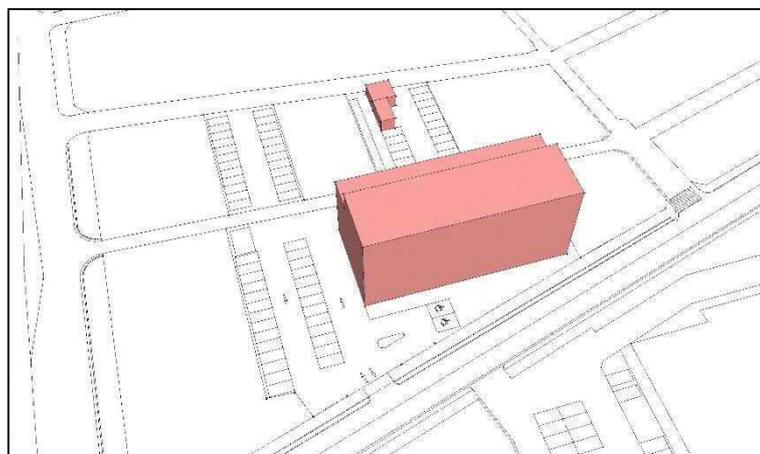


図3. 新保健所ボリュームのイメージ

## 4. 建築計画

### 4-1. 各階に配置する機能

新保健所は5階建てを想定し、1・2階には、住民サービスの窓口となる事務室・受付を配置します。エントランスホール及び待合ロビーは、スペースにゆとりを持って計画し、感染症対策に配慮します。

3階には、HIV抗体検査等にかかる採血室、相談室等の感染症対策関連室及び水質検査や食品理化学検査を行う試験検査室を配置します。

4階には、病原微生物検査や食品細菌検査を行う試験検査室を配置します。

5階には、会議や研修、説明会等多目的に使用でき、かつ大規模な行事等に対応できる大会議室を設置します。

なお、3・4階に配置する試験検査室については、関係者以外原則立入禁止とします。

また、エレベーターについては、検査機器等の搬入に対応できるよう大型のものを設置します。

- 敷地A北側の道路幅が狭いため、建築基準法の道路斜線制限に配慮したボリューム検討が必要となります。敷地利用計画にある配置では、下図のように5階の北側を一部縮小する必要があります。

高さ制限（道路斜線・隣地斜線・北側斜線）は天空率を用いることにより、緩和が可能です。天空率を用いることで、5階北側の一部を縮小することなくすべての階を同じ形状で計画し、建築面積を調整することが可能になります。ボリュームの詳細検討については基本設計以降で行っていきます。

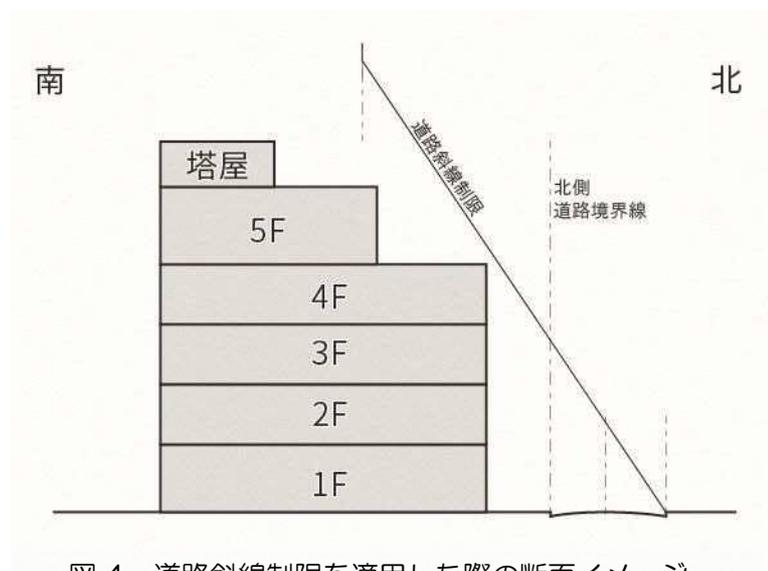


図 4. 道路斜線制限を適用した際の断面イメージ

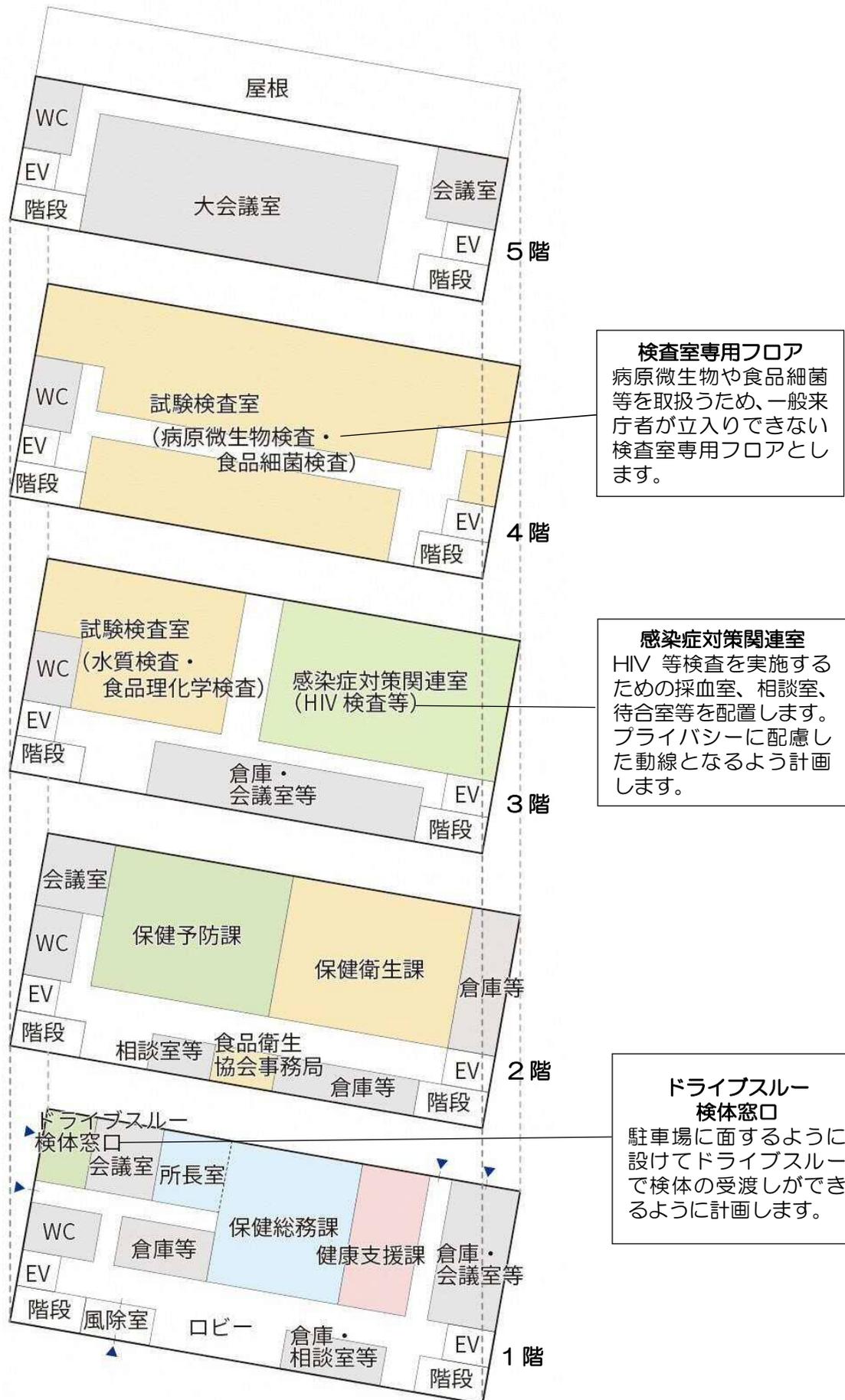


図5. 平面計画イメージ

## 4-2. 大規模災害に対応できる保健所

### (1) 耐震安全性の分類

新保健所は予想される南海トラフ地震等の大規模災害発生時にも保健所機能を維持し、医事・薬事、食品衛生、環境衛生、感染症対策等、保健所として必要な業務を継続していかねばなりません。

また、大規模災害が発生した場合に県により設置される、「尾張西部区域保健医療調整会議」とも連携を取りながら、発災直後から地域の医療救護所の運営体制を確保する役割も担うこととなります。

発災から5日程度経過すると、市保健所が医療体制確保、公衆衛生活動の総合調整の拠点となることから、被災後から継続して業務に取り組めるよう、十分な機能保全が図られる必要があります。

したがって、新保健所の耐震安全性の分類を以下に定めます。

■構造体：Ⅰ類    ■非構造部材：A類    ■建築設備：甲類

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類の外部及び特定室	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入れを円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類及びA類の一般室	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典：「(平成25年制定)官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和3年度版

### (2) 構造種別

新保健所の庁舎建物は耐久性に優れ、(1)で定めた耐震安全性の分類の内容を満たす構造とします。

構造種別については、今回計画する建物の規模及び建築期間やコスト等を総合的に考慮し、耐震構造を採用します。

#### 4-3. 環境への配慮

低炭素化社会の実現に向けて、公的機関が担う責任は大きいものと考えられます。地球環境への貢献を重要な課題として捉え、施設の機能性を考慮し、イニシャルコスト、ランニングコスト、ライフサイクルCO<sub>2</sub>（LCCO<sub>2</sub>）を検討し費用対効果を見極めたうえで環境性能と経済性を追求する必要があります。詳細については基本設計以降で検討しますが、環境配慮として取り入れを検討する技術の例について下記に示します。

環境配慮項目	技術項目	具体例
自然エネルギーの有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電</li> <li>自然採光</li> <li>自然換気</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上に太陽光パネルを設置</li> <li>有効に窓や光庭を配置</li> <li>開口部に庇と網戸の設置</li> </ul>
省エネルギー設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>高効率器具</li> <li>節水型衛生器具</li> <li>高効率LED照明</li> <li>センサー制御</li> <li>エレベーターの高効率制御</li> <li>タスクアンビエント照明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高効率の空調設備を採用</li> <li>バルブタンク式の便所機器採用</li> <li>全照明をLED化</li> <li>人感センサー、昼光センサーの採用</li> </ul>
空調負荷抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>庇、バルコニーの設置</li> <li>高断熱化</li> <li>全熱交換器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の南面に庇やバルコニーを設置</li> <li>開口部に複層ガラスの採用や屋根・壁の断熱性能を高く設定する</li> </ul>
環境保全 (LCCO <sub>2</sub> 削減)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建材リサイクル</li> <li>敷地内の緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生インターロッキング舗装</li> </ul>

#### 4-4. 施設保全（長寿命化）の考え方

一宮市は平成28年に公共施設等総合管理計画を策定し、「施設の長寿命化（80年）を図る」ことを目標に掲げました。この方針に則り、新保健所においても施設の目標耐用年数を80年以上と設定し、予防保全的な修繕<sup>※1</sup>と長寿命化改修<sup>※2</sup>を計画的に実施することにより、長く利用できる施設を実現します。

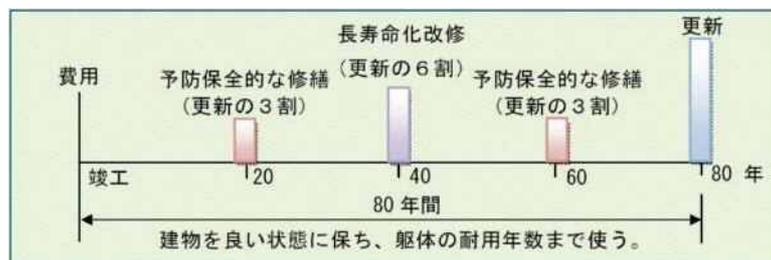


図6. 修繕時期イメージ：「一宮市公共施設等総合管理計画（平成28年11月一宮市）」より抜粋

※1 予防保全的な修繕 … 耐用年数を迎える建築附属設備（電気設備、昇降機設備等）の更新に加え、定期的な点検の実施のもと、躯体の機能に影響が及ぶ前に、屋上防水や外装塗装等の延命化対策を全面的に実施するもの

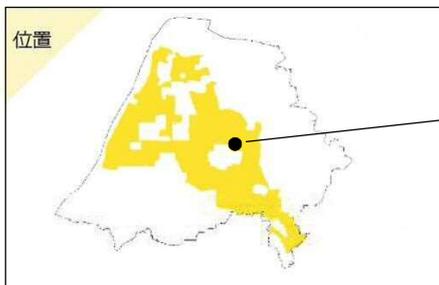
※2 長寿命化改修 … 耐用年数を迎える建築附属設備（電気設備、昇降機設備等）の更新に加え、今後40年も施設を使用することを見据え、コンクリート中性化対策、鉄筋の腐食対策及び耐久性に優れた仕上材への取り替え等、建物の耐久性や機能・性能の向上を目的として実施する改修のこと。

#### 4-5. 景観への配慮

一宮市景観計画（令和3年4月一宮市）において街並みを形成する建物計画における指針が示されており、当該敷地は住宅景観ゾーンに該当します。詳細については基本設計以降で以下に示す景観形成基準を満たすよう計画していきます。

##### 【住宅景観ゾーン】

景観形成基準（建築物）	
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。</li> <li>• 建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化する。</li> <li>• 隣り合う建築物の壁面位置を揃えるよう、できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とする。</li> <li>• 大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</li> <li>• 公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大型建築物は、落ち着いたデザインとする。</li> <li>• 周囲の建築物やまちなみとの調和や統一感に配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物の外壁は、周囲のまちなみや建築物と調和した色彩とする。</li> <li>• 派手な色は用いない。色彩は色彩基準（色相 R～Y：明度 4 以上、彩度 6 以下 / その他：明度 4 以上、彩度 2 以下）を超えないものとする。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 周囲の景観と調和し、経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる（自然素材は除く）。</li> </ul>
付属設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。</li> <li>• 建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しない。</li> <li>• 屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。</li> </ul>
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 敷地内は植栽などにより緑化する。</li> <li>• 敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出する。</li> </ul>
維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建築物の良好な外観が保たれるように、維持・管理する。</li> </ul>



住宅景観ゾーン位置

新保健所  
建設予定地



敷地周辺の建物

## 第4章 新保健所の事業計画

### 1. 設計業務・工事監理業務・施工の発注方法

発注方法には、従来の設計、工事監理、施工の各業務を公共が個別に発注する「従来方式」のほか、施設に特殊な機能が要求される場合や、特殊な施工方法を要することが設計条件である場合に採用される傾向にある「設計施工一括発注方式」、「ECI方式」等があります。

本事業においては、新保健所の機能や施工方法等を考慮し、「従来方式」を採用することとします。

なお、新保健所整備を早期に実現するため、設計業務については、基本設計と実施設計を合わせた形での公募型プロポーザルにより、業者決定したいと考えています。

### 2. 概算事業費（設計費・建設費等・備品購入費）及び財源

#### 2-1. 建物建設に係る費用の想定

各費用は概算値であり、基本計画以降において詳細は決まります。建設費については、今後の基本設計・実施設計で精査していきます。

設計費※1	建設費※2等 (工事監理費※1を含む)	備品購入費※3	合計
1.6億円	22.3億円	1億円	24.9億円

(金額は全て税込)

※1 平成31年1月改訂官庁施設の設計業務等積算要領に基づき算出。

※2 2022年度から2026年度に完成予定の10,000㎡未満、耐震構造の市町村新庁舎の基本計画書に記載されている工事費（外構整備費を含む）の㎡単価の平均値（494,000円/㎡）に物価上昇や資材高騰の影響を加味して500,000円/㎡により算出。

※3 試験検査機器は除く。（想定する試験検査機器を全て購入した場合、約4.2億円となる試算をしている。購入のみでなくリースを利用する等の調達方法を検討し、経費縮減に努める。）

#### 2-2. 財源

新保健所の建設は多額の費用を要することから、地方債の活用を基本としますが、今後の行財政運営に支障をきたさないよう、より有利な財源の活用について情報収集を行っていきます。



## 資料編

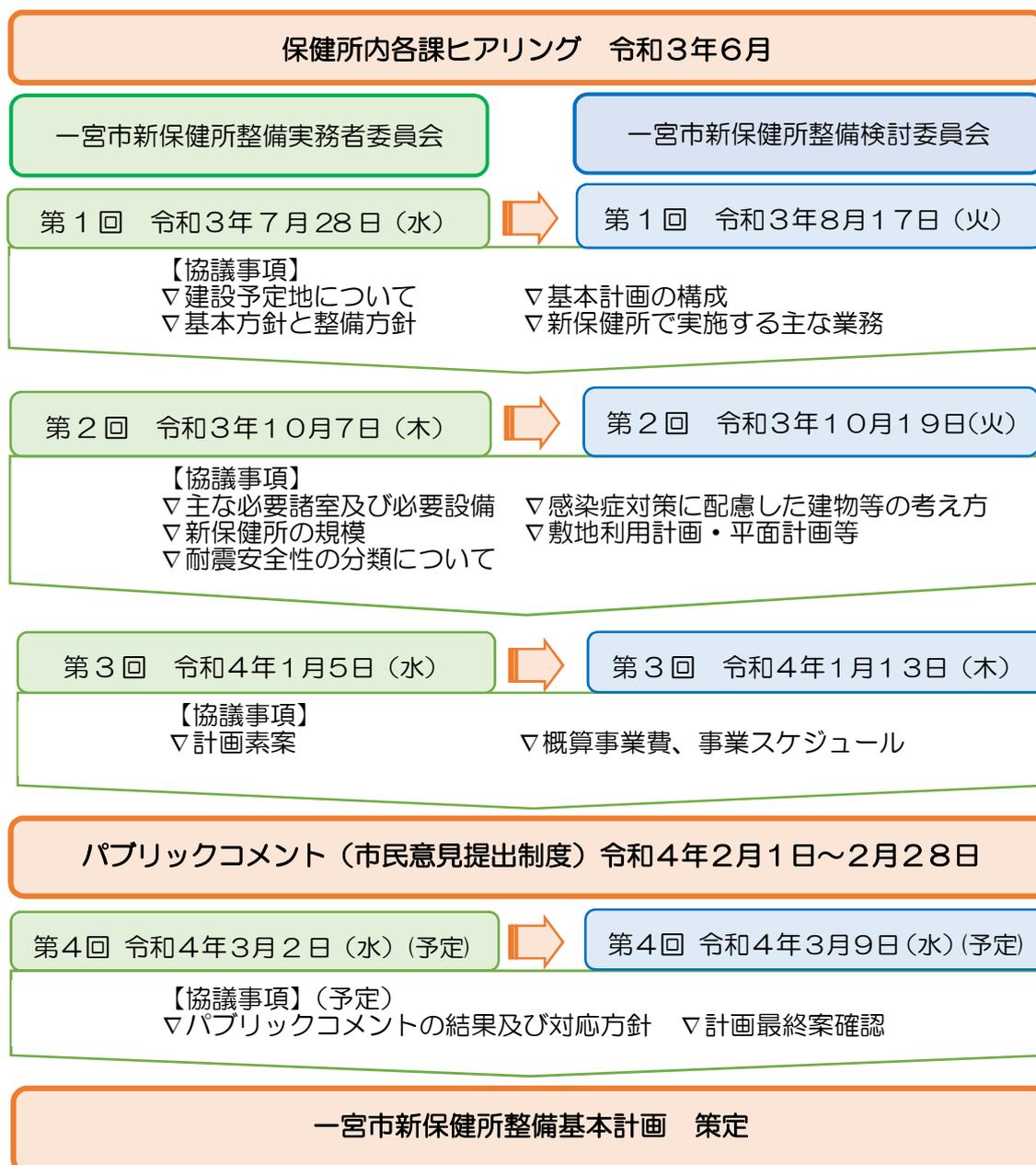
---

## 1. 基本計画策定過程

計画策定にあたり、「一宮市新保健所整備実務者委員会」と「一宮市新保健所整備検討委員会」の2つの委員会を設置しました。

保健所内各課にヒアリングを行い、新保健所で行う業務や必要諸室、その他希望事項等を把握して整理した条件や課題をもとに、両委員会で各3回検討を重ね、計画素案をまとめました。

その後、令和4年2月にパブリックコメントを実施し、両委員会での最終調整を経て「一宮市新保健所整備基本計画」を策定しました。



## 【保健所内各課ヒアリング概要】

### ■各課必要諸室（事務室を除く）

他課との共用が可能な室

保健総務課		保健予防課					
室名	室数	室名	室数	室名	室数	室名	室数
大会議室	1	面接室（結核）	2	消毒準備室	1	倉庫(予防接種)	1
小会議室	3	会議室	1	備蓄倉庫	1	大会議室	1
仮眠室	2	感染症診査協議会室	1	感染性廃棄物保管庫	1	小会議室	4
倉庫	1	採血室(結核)	3	会議室(感染症対応)	1	相談ブース	1
書庫	1	HIV検査待合室	1	書庫	1	仮眠室	2
防災用備蓄倉庫	2	HIVカウンセリング室	2	面接室（予防接種）	2	備蓄倉庫	1
相談ブース	3	HIV医師控室	1	会議室（予防接種）	1	防疫用備蓄倉庫	1
OCR保管庫	1	HIV採血室	2	作業室（予防接種）	1	書庫	1
		HIV検査室	1	書庫(予防接種)	1	電子申請受付室兼検体採取場所控室	1
保健衛生課						健康支援課	
室名	室数	室名	室数	室名	室数	室名	室数
細菌検査室	1	ウイルス検査室 (高度安全実験室前室・パスボックス)	1	機器室	1	相談室	1
滅菌洗浄室	1	ウイルス検査室 (高度安全実験室)	1	ボンベ室	1	倉庫	1
ウイルス検査室 (試薬調整室)	1	ウイルス検体保管室 (冷蔵、冷凍室)	2	理化学検査倉庫	1	書庫	1
ウイルス検査室 (観察室)	1	病原微生物倉庫	1	相談ブース	2		
ウイルス検査室 (検体処理室)	1	食品細菌検査室	1	相談室	1		
ウイルス検査室 (病原体取扱室)	1	食品理化学検査室	1	書庫	1		
ウイルス検査室 (機器室)	1	水質検査室	1	食品衛生協会 事務局室、倉庫	2		

## 【パブリックコメントの概要】

- 募集期間： 令和4年2月1日（火）～令和4年2月28日（月）
- 周知方法： 市広報、市ウェブサイト、各庁舎（一宮、尾西、木曾川）資料コーナー及び一宮市保健所において閲覧
- 提出意見： 〇件

## 2. 実務者委員会及び検討委員会の設置要綱

---

### 一宮市新保健所整備実務者委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 一宮市新保健所の整備にあたり、市民の健康増進と市民サービスの向上にむけた保健所のあり方について検討するため、一宮市新保健所整備実務者委員会(以下「実務者委員会」という。)を設置する。
- 2 実務者委員会は、別に定める一宮市新保健所整備検討委員会の下で実務を補佐する。

(所掌事項)

- 第2条 実務者委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。
- (1) 一宮市新保健所整備基本計画策定に関すること。
  - (2) 新保健所の整備に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、新保健所の整備において必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 実務者委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 2 実務者委員会の委員長及び委員は別表のとおりとする。

(会議)

- 第4条 実務者委員会は、委員長が必要に応じ招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

- 第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

- 第6条 実務者委員会の事務局は、一宮市保健所保健総務課において行う。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、実務者委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年5月21日から施行する。
- 2 この要綱は、新保健所設置日の前日においてその効力を失う。

別表（第3条関係）

委員長	一宮市保健所次長
委員	一宮市保健所保健総務課長
委員	一宮市保健所保健予防課長
委員	一宮市保健所保健衛生課長
委員	一宮市保健所健康支援課長
委員	一宮市まちづくり部公共建築課長

## 一宮市新保健所整備検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 一宮市新保健所の整備にあたり、市民の健康増進と市民サービスの向上にむけた保健所のあり方について検討するため、一宮市新保健所整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討及び提言を行う。

- (1) 一宮市新保健所整備基本計画策定に関すること。
- (2) 新保健所の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新保健所の整備において必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 検討委員会の委員長及び委員は別表のとおりとする。

### (会議)

第4条 検討委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員長が適当と認めるときは、ウェブ、書面により会議を開催することができる。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第6条 検討委員会の事務局は、一宮市保健所保健総務課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 付 則

- 1 この要綱は、令和3年5月21日から施行する。
- 2 この要綱は、新保健所設置日の前日においてその効力を失う。

別表（第3条関係）

委員長	一宮市保健所長
委員	一宮市医師会長
委員	一宮市歯科医師会長
委員	一宮市薬剤師会長
委員	愛知県食品衛生協会一宮支部長
委員	一宮市議会福祉健康委員長
委員	一宮市福祉部長
委員	一宮市まちづくり部建築担当部長
委員	一宮市病院事業部長
委員	一宮市市民健康部長

一宮市新保健所整備検討委員会委員名簿（令和3年度）

区分	氏名	所属・役職
委員長	子安 春樹	一宮市保健所長
委員	櫻井 義也	一宮市医師会長
委員	上村 誠一郎	一宮市歯科医師会長
委員	小川 勝人	一宮市薬剤師会長
委員	則竹 伸也	愛知県食品衛生協会一宮支部長
委員	井上 文男	一宮市議会福祉健康委員長
委員	橋本 宜季	一宮市福祉部長
委員	木全 吉明	一宮市まちづくり部建築担当部長
委員	古田 幸康	一宮市病院事業部長
委員	河岸 勝己	一宮市市民健康部長

### 3. 用語集

頁	用語	意味
P.6	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力等の違いにかかわらず、出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報等のデザインのことを示します。
P.6	バイオセーフティレベル	細菌・ウイルス等を取り扱う実験施設の分類です。取り扱うことのできる病原体の危険度は、致死性、感染性、伝搬様式（例えば空気感染、食物感染等）、病原体の自然界での生存能力等を勘案して4つのレベルに分けられており、もっとも厳しい基準がBSL-4です。
P.14	天空率	平成15年1月1日より施行された改正基準法において追加された制度で、道路斜線・隣地斜線等を適用した場合と同等以上の採光・通風を確保する建築物については、同制限を適用除外とするものです。天空率とは建築物を天空に投影し、平面上に正射影した場合の円の面積に対する空の面積の割合をいい、大きければ大きいほど空が多く見えていることを表します。
P.17	イニシャルコスト	建設費や備品・設備機器購入費等、建物が完成するまでに必要な初期費用を示します。
P.17	ランニングコスト	建物完成後の、建物や電気・設備機器等の維持管理費のことを示します。
P.17	ライフサイクルCO2 (LCCO2)	建築物のライフサイクル（資材製造、建設、運用、改修、廃棄に至るすべての段階）において排出される二酸化炭素（CO2）を示します。
P.17	タスクアンビエント照明	書類や人の顔等の視対象物（タスク）と、天井・壁・床等、作業者の周辺（アンビエント）それぞれ専用の特性を有する照明設備を併用して照明する方式です。
P.17	再生インターロッキング舗装	再生資源を含有したインターロッキングブロック舗装を示します。化石燃料削減とCO2削減効果が認められます。
P.19	従来方式 （設計・施工分離発注方式）	設計は設計事務所と契約し、施工は施工業者と契約を行う方式です。 設計者が各段階で仕様を認して工事発注するため、求める性能を確保しやすい発注方式です。
P.19	設計施工一括発注方式 （デザイン・ビルド方式）	設計と施工を一括にして発注する方式です。 施工者のノウハウを活用することでコスト縮減や工期短縮効果が期待できます。 一方で、施工者にて実施設計を行うため、コスト縮減が優先され品質や性能の低下が懸念されます。
P.19	ECI（アーリーコントラクターインボルブメント）方式	施工予定者の技術協力を得ながら実施設計を行う発注方式です。施工者は実施設計完了後に価格交渉し、合意に至った場合には発注者と工事契約を結びます。 コスト縮減、工期短縮効果が期待できますが、発注者・設計者・技術協力者（施工者）三者による協議を行うため調整等に時間を要します。

## 一宮市新保健所整備基本計画

発 行：一宮市

編 集：一宮市保健所保健総務課

所 在 地：〒491-0867

一宮市古金町 1 丁目 3 番地

電 話：(0586) 52-3851

発行年月：令和4年3月